

議案第 5 1 号

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 8 月 2 8 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

北本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 5 条第 1 項及び第 2 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「いずれか」に改め、同項第 1 号中「前条第 3 号を除く各号の一」を「前条第 1 号又は第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。